

「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく各都道府県の取組状況
及び発注者としてのスキルアップに関する取組状況について

I 指針に基づく各都道府県の取組状況

指針の主要項目について、平成18年12月の指針作成前から比べると、この約2年半の間に各都道府県の実施率は大きく伸びている。(カッコ内は18年12月と21年7月の実施済都道府県数の推移)

- コンプライアンスの徹底については、全ての都道府県で倫理規程を定めるなどの取組を実施している。(44 → 47)
- 内部通報制度の整備については、約7割の都道府県で外部の有識者による独立した通報窓口を設置している。(8 → 35)
- 職員の再就職制限については、OB等からの働きかけ防止措置を含めるとほとんどの都道府県で措置を講じている。(23 → 44)
- 一般競争入札については、約6割の都道府県が1千万円以上の工事に原則全面適用している。(3 → 27)
他の都道府県についても、工事の規模を定めて一般競争入札に取り組んでいる。(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく実施状況調査結果を参考)
- 電子入札については、約9割の都道府県で全面導入済みとなっている。(10 → 40)
全面導入していない都道府県についても、範囲を定めて電子入札を導入している。
- ペナルティの強化については、約7割の都道府県で取組を実施している。(3 → 35)
- 総合評価方式については、全ての都道府県で導入しており、実施工事の件数も大きく伸びている。
- 市町村に対する入札制度改革への支援や技術的な支援については、ほとんどの都道府県で入札制度説明会や技術研修会を行っている。また、総合評価方式に関する支援として、都道府県の審査委員会で市町村工事の審査を行ったり、市町村委員会に都道府県職員が学識経験者として参画するなどの対応を行っている。

Ⅱ 発注者としてのスキルアップに関する取組状況

1 品質を適正に見極めるための取組状況

(1) 専門研修の実施状況

- 入札契約事務、設計施工管理に関する専門研修は、ほとんどの都道府県で実施している。
- 「建設業法」や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」などの関係法令に関する専門研修は、約8割の都道府県で実施している。
- その他の専門研修として、現場での安全対策に関する研修や法定資格取得のための研修、橋梁や舗装、建築等の工種別専門研修などを実施している。

(2) 専門研修以外の職員技術力向上への取組状況

- 約9割の都道府県で独自に職員技術力向上への取組を実施している。
- 実施例として、技術に関する講演会や発表会の開催、ベテラン職員からの技術力伝承、失敗談等を載せた事例集の作成、現場での実体験による実務能力向上の取組などが多い。

(3) アウトソーシングの状況

- 設計業務は、約9割の都道府県で職員の技術力や人手不足を補うために外注している。
- 積算業務、現場監理業務については、ほとんどの都道府県において、業務はほぼ職員が行っている状況である。
- 検査業務については、ほとんどの都道府県で外注することは無いとしている。

(4) 工事の検査体制

- 検査員を専任の職員のみとしている都道府県は半数以下であり、半数以上は兼任の検査員も検査に対応している。
- 全ての都道府県が検査員のスキルアップに関する取組を組織的に実施している。
- スキルアップに関する取組の内訳は、約7割の都道府県で検査に関する外部の研修会への参加や、約9割の都道府県で検査員を対象とした内部研修会を実施している。
- 検査上の課題としては、約半数の都道府県で年度末等の検査集中時に検査員の人数が少ないため適時な検査が実施できないことを挙げている。

2 総合評価方式の実施状況

(1) 評価内容

- 企業の施工能力や配置予定技術者の能力は、総合評価方式のタイプを問わず概ね8割以上の都道府県で評価項目としている。
- その一方で、企業の地域精通度（近隣地域での施工実績、緊急時の施工体制等）を評価項目としている都道府県は約6割である。
- また、標準型では、約2割の都道府県で評価項目として企業の施工能力や配置予定技術者の能力、企業の地域精通度、地域貢献度を採用せずに、技術提案のみを評価するなどしている。（簡易型で技術提案のみを評価している都道府県は無い）
- 落札者の決定基準として除算式、加算式の導入割合は、除算式を採用している都道府県が8割以上、加算式は約1割程度、両方採用している都道府県は5%程度である。
- 各都道府県で内容は異なるが、全ての都道府県でタイプ毎（高度技術提案型は除く）に統一した評価基準を定めている。

(2) 実施状況

- 技術提案を求めるタイプの実施件数が過半数を超えている都道府県は約5割ある。そのうち、約2割の都道府県は全て技術提案を求めるタイプで実施している。
- 技術提案を求めるタイプの方が求めないタイプよりも工事成績評定点の平均点が高い。
- 総合評価方式を導入した工事の方が導入していない工事よりも工事成績評定点の平均点が高い。

(3) 審査委員会の運営

- 制度等に対する意見聴取と個別工事に対する意見聴取とを別々の審査委員会で行う都道府県は約4割あり、複数又は単独の委員会を運営している都道府県は約5割である。
- 委員会を設けずに個別に意見聴取している都道府県は約1割と少数である。
- 審査委員会の運営上の課題としては、審査委員会の構成にかかわらず、タイムリーに開催できない、案件が多く審査時間が十分に取れない、委員会開催日程の調整に苦慮しているなどを挙げている都道府県が多い。

(4) アウトソーシングの活用状況

- 業者提出資料の取りまとめ作業、技術評価結果案の作成で約2割の都道

府県、審査委員会の運営では約1割の都道府県が人手不足等のためにアウトソーシングしているのみである。

(5) 評価の透明性、公平性を確保するための措置

- 評価項目、落札者決定基準、配点は、入札前にほとんどの都道府県で公表している。
- 入札参加者の合計得点は、ほとんどの都道府県で公表しているが、評価項目毎の得点は、自社分のみを公表を含めると約7割の都道府県が公表している。今後公表予定有りを含めると約8割になる。
- 評価結果に対する不服申立制度は、約7割の都道府県で設けている。

3 一般競争入札における透明性、公平性の確保

- 全ての都道府県で入札参加資格が認められなかった者の不服申立制度を設けている。

<参考>

発注者としてのコンプライアンス（広義のコンプライアンス）への取組

平成20年度報告書のアドバイザーからの助言を受けて、平成21年4月に全国知事会が「発注者としてのコンプライアンス（広義のコンプライアンス）研修会」を開催した。

〔研修会でのアンケート調査結果〕

- 発注者としてのコンプライアンス（広義のコンプライアンス）研修は、16都道府県で実施しており、そのうち6割の都道府県では年間1回以上開催している。
- 未実施の都道府県は、そのうちの約半数が実施するかどうか検討したいとしている。

－ まとめ －

<総 評>

1 指針に基づく各都道府県の取組

- 各都道府県の公共調達改革は、指針作成時点から大きく進展した。
- 一般競争入札の拡大は着実に進んでおり、総合評価方式は全ての都道府県で導入済みとなった。

2 発注者としてのスキルアップに関する取組

- 入札契約事務、設計施工管理に関する専門研修は、ほとんどの都道府県で実施しており、その上で各都道府県が状況に応じ工夫を凝らして能力向上の取組を実施している。
- 職員の不足のために、設計業務のアウトソーシングを実施したり、検査集中時における検査対応に苦慮している状況が見受けられる。
- 総合評価方式は、各都道府県毎に統一した評価方法や審査方法を定めて行っており、総合評価方式による品質の向上が認められる。
- しかし、総合評価方式の実施件数が増えているため、審査委員会をタイムリーに開催できない、審査時間が十分に確保できないなどの課題も発生している。
- 総合評価方式に対する透明性、公平性の確保では、評価結果についてほとんどの都道府県が公表又は今後公表を予定している。評価結果に対する不服申立制度がある都道府県は約7割となっている。

<公共調達改革を推進する上での留意点>

公共調達を取り巻く環境は各都道府県毎に異なる。地域の実情に十分に配慮しつつ、公正・公平な競争と工事の品質が確保される公共調達を進めていく必要がある。なお、今年度の調査結果から得られた留意点は以下のとおりである。

《適切な品質確認を行う体制づくり》

- 技術力や人手不足を補うために外注している設計業務においては、成果品についての十分なチェックを、人手不足が課題となっている工事検査では検査員の兼務や段階的な確認検査、検査方法の見直しを実施するなど、適切な品質確認を行う体制づくりを進めていくことが必要である。

《技術提案の適切な評価》

- 総合評価方式においては、今後も実施件数の増加が考えられるため、技術提案を適切に評価するためにも審査委員会の運営の効率化などを工夫する必要がある。

《発注者のスキルアップ》

- 質の高い公共調達を進めるには発注者のスキルアップが重要な要素であり、今年度の調査結果を活用して、発注事務に携わる職員の更なる能力向上を図ることが必要である。